

小牧市会計年度任用職員の給与の決定、支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 3 0 日

小牧市長 山 下 史守朗

小牧市規則第 3 7 号

小牧市会計年度任用職員の給与の決定、支給等に関する規則
の一部を改正する規則

小牧市会計年度任用職員の給与の決定、支給等に関する規則（令和２年小牧市規則第２５号）の一部を次のように改正する。

第１５条を第１６条とし、第４条から第１４条までを１条ずつ繰り下げ、第３条の次に次の１条を加える。

（地域別最低賃金の適用時期）

第４条 条例第７条第２項の規定により愛知県における地域別最低賃金の改正に伴う職員の報酬の額の変更を行う場合の当該報酬の額については、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める日から適用する。

- （１）変更後の報酬の額が変更前の報酬の額を上回る場合 当該改正後の地域別最低賃金の効力が生ずる日の属する月の初日
- （２）変更後の報酬の額が変更前の報酬の額を下回る場合 当該改正後の地域別最低賃金の効力が生ずる日の属する月の翌月の初日。ただし、当該効力が生ずる日が月の初日である場合は、当該効力が生ずる日とする。

別表第２中「第４条」を「第５条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。